

新上五島町立有川小学校いじめ防止基本方針



平成31年4月

新上五島町立有川小学校

「新上五島町立有川小学校・いじめ防止基本方針」

平成26年 3月策定
平成26年 4月施行
平成29年 4月改定
平成29年10月改定
平成30年 4月改定

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権を著しく侵害するものであり、児童の心身の健全な成長を阻害するとともに、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にも起こりうるものである。そして、どの児童も被害者と加害者の両方になりうるという危険性をも持っている。

こうしたことを踏まえ、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子ども、どの学校でも起こりえる」ことを肝に銘じ、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急且つ誠意ある対処措置」について、有川小としての共通理解を図り、組織的に対応していくものとする。

特に、本校においては、いじめの防止と早期発見に特に力を入れて取り組んでいくとともに、いじめが起きた場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、町関係機関等との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組む。

さらに、常にいじめがなく安心して生活ができる学校を創りあげるために、いじめ防止に係る取り組みを、定期的に全職員で振り返り、改善を図っていくようにする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

○具体的ないじめの態様

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止の取り組み

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを目指し、日々の充実した生活の中で、豊かな心とたくましい体を育み、併せて、日々、児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

(2) いじめを生まない学校づくりについて

ア. 校内指導体制の確立

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

イ. 教師の指導力の向上

「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等を活用した研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

ウ. 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

エ. 道徳性を養う道徳教育の充実

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止生命尊重等道徳性の育成をねらいとした取組を行う。

オ. 子どもの自己肯定感・自己有用感の育成

児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、児童生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感・自己有用感を高める。

カ. 子どもの自己指導能力の育成

小・中学校における道徳科の授業をはじめ道徳教育はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。また、「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、児童生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

キ. 学校として特に配慮が必要な児童生徒

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認については様々な考え方や捉え方があることを

踏まえ、特定の考え方に固執しないよう教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒、風水害等の自然災害に遭った児童生徒（以下「被災児童生徒」という）が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ク．家庭・地域、関係機関との連携強化

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

ケ．学校基本方針の周知

入学時、各年度始めには、児童生徒、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校の基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

コ．学校基本方針による取組の評価

各学校は、学校基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況进行评估する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。また、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

(3) 教職員による指導について

- 校内研修の確立 ⇔ ・学び合いによる児童のコミュニケーション力を育てる。
・自分の考えを伝える力の育成、他の考えを受け入れる力の育成
- 情報共有の場の確立 ⇔ ・職員による生活連絡会（毎週水曜日）と全校集会（生活集及び児童への指導の徹底会）の実施
- いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- いじめのサインの共通理解
- 「わかる授業」の実践
- 週案による自身の指導の振り返り
- 児童の居場所づくり、児童の活躍の場づくり
- 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導
- 児童理解による教育活動の推進、めあての確立
- 体験活動、社会体験の推進の充実
- 相互による授業参観等、多くの目で多くの学級を見る機会の設定
- たてわり活動による異学年との交流の推進 他

(3) 児童に身に付けたい力とその育成に向けた具体的取組

- 有小よい子のきまりを守った学校生活
- 「3美の約束」の徹底
- 美しいものに感動できる心
- 他者とのちがいを認識できる力
- 他者のよいところを理解し、認めあえる力
- 他者の気持ちを共感的に理解できる心

【具体的取組 1】

- ・あいさつ十一言の実践
- ・地域のよさを知る活動の設定
- ・読書活動の推進
- ・児童理解の推進（児童理解支援シートの活用）
- ・授業における学び合い（交流の設定）

- 新しいことにチャレンジする力
- いやなことも我慢して取り組む力
- 失敗してもあきらまず最後までやり遂げる力
- 善悪の判断を正しく行う力

【具体的取組 2】

- ・タイミングを逃さない言葉かけ
- ・児童の良さを認め合う場の設定
- ・実態に即した道徳の授業の実践
- ・各行事を通じた指導の場の充実

(4) いじめ防止及び早期発見と対応に向けた組織と具体的な取組

- 本校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、下記の関係者からなる「いじめ防止対策委員会」を置く。

新上五島町立有川小学校「いじめ防止対策委員会」

(いじめ防止対策推進法第22条に基づく必要組織)

- 校内：校長・教頭・教務主任・養護教諭・生活指導主任・特支コーディネーター・低学年部1名・中学年部1名・高学年部1名・加害及び被害児童担任
- 校外：PTA会長・PTA副会長・母親委員長・主任民生児童委員・いじめ等対策支援員

【具体的な取組】

- いじめ防止基本方針の策定
- いじめ防止基本方針に沿った実践と評価
- いじめ防止基本方針の見直し
- いじめに係る情報収集
- いじめ発生に係る全職員への共通理解
- 緊急会議に向けた準備
- 緊急会議への引き継ぎ

(5) 家庭と地域の連携

- ホームページ等でいじめ防止基本方針の周知を行う。
- 随時、学級懇談会で話し合う。
- 外部関係期間との連絡と報告を励行する。

4 早期発見の在り方と取り組み ～いじめを生まない土壌づくり～

(1) 早期発見に向けた取組

- いじめ早期発見といじめ防止に基本姿勢の共有
 - ・ 本防止策と対応に係る考え方と具体的対応の理解
 - ・ いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有

- いじめと悩みに係るアンケート調査
 - ・ 年3回の生活アンケートとその対応

- 一日の振り返りの充実
 - ・ 朝の会と帰りの会の充実
 - ・ 連絡帳や日記等を活用した子どもの思いと願いの把握

- 普段の子どもたちの様子の観察
 - ・ 授業における観察の充実
 - ・ 児童観察簿への記入の充実

【いじめのサイン例】

- 急な体調不良
- 遅刻・早退の増加
- 机, 身の回りの乱雑さ
- 持ち物の紛失
- 学用品の破損, 落書き
- 授業への遅参
- 保健室への来室の増加
- 特定の児童の発言に対するどよめきや目配せ
- あだ名
- 特定の児童からの忌避・逃避 等

(2) 早期発見に係る組織

- 教職員間の情報交換
 - ・ 職員室での会話による情報交換
 - ・ 生活連絡会や職員連絡会での児童の情報交換
 - ・ 養護教諭からの情報提供とその共有
 - ・ 児童からの情報の提供

- 教育相談体制
 - ・ 長期休業等を活用した個人面談の実施
 - ・ 心配される児童への定期的な相談の実施

- 特別支援教育コーディネーター
 - ・ 児童の実態把握と適切な支援への助言
 - ・ 支援が必要となる児童への対応体制づくり

- 保護者からの訴えに係る窓口の一本化
 - ・ 教頭, 教務を窓口として, いじめの通報や情報に対応
 - ・ 全教職員への報告と周知

(3) 家庭や地域との連携

○ 家庭との連携

- ・学校ブログ，学校だよりや学年通信，学級通信による子どもたちの活動の広報
- ・いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会，懇談会，学校だより等で）

○ 地域との連携

- ・学校だよりや学年だより等による教育活動の広報と周知
- ・登下校時の立哨等とおした児童の実態の情報交換

5 いじめに対する具体的な措置 ～早期かつ即時対応&組織的対応～

(1) 1秒でも早い事実確認

①速やかな報告

- ・担任，目撃者等の情報源 → 担任，学年主任等 → 教頭・教務 → 校長
- ・情報源を中心に「いじめ発見報告書」を作成。教頭へ提出
- ・教頭により，緊急会議（第1次）を召集し，報告書の内容の周知

【報告書内容】

- 日時 ○場所 ○被害児童 ○加害児童 ○内容・状況
- 情報源

②緊急会議（第1次）

●構成メンバー

- 校長 ○教頭 ○教務主任 ○生活指導主任 ○担任 ○学年主任
- 養護教諭 ○特支コーディネーター ○いじめ等対策支援員

●資料

- いじめ発見報告書 ○家庭環境調査票（被害児童・加害児童）

●会議内容

○事実確認

- ・いじめの状況（日時・場所・人数・様態など）
- ・いじめの動機，背景
- ・時系列での事実把握
- ・家庭環境や言動や性格，特徴
- ・家庭が知っていること
- ・教職員や周りの児童が知っていること
- ・これまでの問題行動など

○事実確認計画

- ・役割分担
- ・被害児童への聞き取り
- ・加害児童への聞き取り
- ・周りの児童への聞き取り
- ・保護者への連絡

●事実確認の実施

○被害児童への聞き取り

- ・被害者の視点に立って、「あなたの味方」という立場で接する。
- ・話しながらない場合は、あせらない。時間をかけることを考慮する。

○加害児童への聞き取り

- ・いじめをしている時の気持ちなどについて話をさせる。
- ・威圧的にならず、受容的な態度を忘れない。
- ・「いじめは絶対許されない」とし、けんか両成敗的な指導はしない。

○周りの児童への聞き取り

- ・事実の確認の段階で、行動に対する善悪の判断はしない。
- ・矛盾がないかどうか慎重に多面的に検討し、事実を明らかにする。
- ・事実確認終了後、タイミングを考え必要な指導を行う。

○保護者に対して

- ・当該児童保護者とは直接会って面談をする。
- ・保護者の心情を察し、現状と今後の具体的な対応説明をする。
- ・保護者の不安を明らかにする。そして、終息にむけた今後の見通しを説明する。

(2) 組織的対応

①緊急会議（第2次）

●指導の方向性、指導体制の決定

○緊急会議メンバーで具体的な指導の方向性、対応策を決定

- ・加害児童
- ・被害児童
- ・周りの児童
- ・保護者 それぞれの対応について具体性を持ち、担当を明らかにする。

●実際の対応 → 記録票に記録を

○被害児童への対応班

→学年主任，担任，養護教諭

○加害児童への対応班

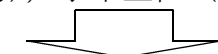
→担任，生活指導主任，特支コーディネーター

○周りの児童への対応班

→学年主任，教務（教頭），隣接学年の担任

○保護者への対応班

→教頭（教務），学年主任（担任）



全職員で分担する。

※全部の班で、いじめ解消を確認するまで対応は継続すること。

※時系列で記録をとること。

※複数で対応すること。

※完全ないじめ解消を、すべての班、全教職員で確認すること。

※解消後、3カ月は継続して観察すること。

注 ネット上でのいじめへの対応

- ネット上に学校、児童に関する不適切な書き込み等を発見した場合は、早急に削除の措置をとる。その際、状況によっては、法務局や警察署等の支援を求める。そして、町教育委員会にも連絡を入れる。

- 情報モラルについての学習会を児童と保護者に対して、毎年実施する。

6 重大な事態への対処

【いじめによる重大な事態】

- 当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
- 当該児童が相当の期間、学校を欠席するような状態になっているとき
- 児童や保護者から直接いじめられ、重大な事態にあると申し立てがあったとき

- (1) 調査組織の設置，調査の実施
- (2) 校内の連絡と報告体制
 - ・「本校危機管理マニュアル」に基づく。
- (3) 重大な事態の報告→町教育委員会へ
- (4) 外部機関との連携

7 教育相談体制と生活指導体制について

- (1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画
 - 朝の子どもの様子を見逃さないようにする。
 - 児童の日記やアンケート等によって、日々情報収集に努める。
 - 定期的に個人面談を実施する。
 - 具体的な計画は、生活指導部を中心として企画し、職員会議等において共通理解する。

- (2) 生活指導の基本的な考え方と活動計画
 - 日々の学習や学校生活の充実を第一に考える。
 - 把握した問題行動や課題等については、即時に対応する。全職員への周知も行う。
 - ・職員朝会，毎週の生活連絡会，臨時の職員会等にて
 - 有川よい子のきまりに沿った，統一された指導を行う。
 - 問題が解決された場合は，その終息を全職員で確認する。
 - 具体的な計画は，生活指導部を中心として企画し，職員会議等において共通理解する。

8 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- 児童に対しては、定期的にアンケート調査を実施するようにする。
- 保護者に対しては、教育週間期間や授業参観、学校行事等の折にアンケート調査を実施するようにし、定期的な評価によって広くこまめに情報を得るようにする。
- 教職員に対しては、週案や児童観察記録簿への児童の様子の記入を徹底させ、課題をとらえ改善に取り組めるようにする。
- 学校評価等で得た情報で、緊急性のある事案については早急に対応し、改善を図るようにする。

9 その他

(1) 教職員の資質向上

- わかる授業づくりを目指し、日々の研鑽に努める。
- 児童の表情・様子、児童との会話から、心の変化を読み取る力を高めるため、積極的に児童と関わるようにする。

(2) 社会体育等との連携

- 社会体育での活動も、本校児童の健やかな成長に大きく関わるものとしてとらえ、指導者、保護者との連携や共通理解を図る。
- 問題が発生した場合には、早急に報告していただくようにし、校内の問題と同様に対応していく。

(3) 地区の子ども会との連携

- 地区の祭りや行事への積極的な参加を促す。
- 問題が発生した場合には、早急に報告していただくようにし、校内の問題と同様に対応していく。